

広島県告示第二百三十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成三十一年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
平成二十年広島県告示第三百二十一号 平成二十三年広島県告示第二百三三号 平成二十四年広島県告示第四百四十六号 平成二十八年広島県告示第六百七号 平成二十九年広島県告示第四百六十六号		広島県大竹市比作、同市穂仁原、同市安条、同市前飯谷、同市後飯谷、同市油見二丁目、同市三石町、同市小方二丁目及び同市黒川二丁目地内		
区域の名称	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	
比作川（二〇隣）	土石流	比作川（二〇隣 a）	土石流	
比作川（二〇隣 a）	土石流			
比作川（二〇隣 b）	土石流			
比作川（二〇隣 c）	土石流			
比作川（二〇隣 d）	土石流			
比作川（二〇隣 e）	土石流			
比作川支川（一一）	土石流			
比作川支川（一一隣 a）	土石流			



黒川（二三）	大膳川（二五a）地区	黒川（二三隣三）地区	黒川（二三隣二）地区	黒川（二三隣一）地区	新町川（八隣）地区	新町川（八）地区
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
黒川（二三）	大膳川（二五a）地区	黒川（二三隣三）地区	黒川（二三隣二）地区	黒川（二三隣一）地区	新町川（八隣）地区	新町川（八）地区
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流